証券コード　6047
2020年８月７日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社Ｇｕｎｏｓｙ
代表取締役社長　竹谷　祐哉

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全、安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2020年８月27日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2020年８月28日（金曜日）午前10時　（午前９時受付開始）
2. 場　　所　　東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー49Ｆ
六本木アカデミーヒルズ　タワーホール
3. 目的事項
報告事項
1. 第８期（2019年６月１日から2020年５月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第８期（2019年６月１日から2020年５月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://gunosy.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉
・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）。
・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。お席が埋まった時点で入場ご案内ができない場合がございます。
・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）を簡潔に行わせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://gunosy.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

～株主総会インターネット参加のご案内～

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

１．　配信日時

2020年８月28日（金曜日）　午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前９時30分頃に開設予定です。

※都市封鎖やライブ中継を担うスタッフのコロナウイルス感染等により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

２．　当日の視聴方法

当日視聴URL：https://www.virtual-sr.jp/users/gunosy/login.aspx

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意のうえ、アクセスをお願いいたします（議決権行使書用紙を投函する前に必ずお手元にお控えください）。

①株主ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（５月末時点）

インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

３．　視聴テスト方法

2020年８月25日（火曜日）午前10時から2020年８月28日（金曜日）午前９時30分までの間、

上記URLにて事前に視聴環境のテストを行うことができますので、ぜひご活用ください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

□ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書用紙をご郵送ください。

□ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。

□ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2019年６月１日から
2020年５月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループをとりまく経営環境につきましては、国内におけるスマートフォンの保有者の割合が2019年に67.6％と前年比2.9ポイント増加するなど、スマートフォンは引き続き普及拡大しており（総務省調べ）、また、2019年の広告費は６兆9,381億円と８年連続で成長を続けております。とりわけインターネット広告費につきましては前年比119.7％の２兆1,048億円と、広告費全体の成長を牽引する成長となりました（株式会社電通調べ）。

このような状況の下、当社グループは、既存ユーザーの利用率向上と新規ユーザーの獲得を目指し、「グノシー」「ニュースパス」「LUCRA（ルクラ）」「オトクル」４アプリ共通での無料クーポンの配布などを行い、当連結会計年度も順調にダウンロード（以下、「DL」という。）数とアクティブユーザー数を拡大しました。直近におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ユーザーの巣ごもりを支援するための各種コンテンツ及び苦境に立たされた方々を応援するための「コロナアクション」タブの開設など、新たなコンテンツや施策の展開を行いました。

広告主の獲得におきましては、広告主の新たなニーズに応えるべく、機械学習を活用した入札機能「UOP（User Optimized Pricing）」、アプリ広告主様向けの動画アドネットワーク「Vingo Ads」などの新たな広告配信機能、広告商品の開発にも注力いたしました。また、リサーチ・動画マーケティング領域での新たな収益獲得を強化するため、株式会社Grillを設立し、順調に収益を獲得しました。

一方で、これまで以上に利用者の皆様に安心してご利用いただけるサービスを目指して、2020年４月にGunosy広告ガイドラインの刷新を行ったことによる広告単価の低下及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一部顧客の広告自粛及び広告予算縮小の影響を受けて、特に第４四半期連結会計期間は厳しい事業環境となりました。

収益面に関しては、これらの事業環境変化の影響を受けた結果、Gunosy Adsに係る売上高を7,639百万円計上いたしました。また、アドネットワーク事業においては事業環境変化の影響が最も大きく、当連結会計年度ではアドネットワークに係る売上高を4,668百万円計上いたしました。一方、連結子会社である株式会社ゲームエイトの業績が引き続き順調に伸長し、連結業績に大きく寄与いたしました。

その他、連結子会社でありました株式会社LayerXの株式の一部を譲渡したことにより、関係会社株式売却益90百万円を計上いたしました。

費用面に関しては、引き続きユーザーの獲得のためにテレビCM等のプロモーション施策を積極的に展開し、広告宣伝費2,517百万円を計上したほか、アクティブユーザー数が増加した影響により、サーバー費用が増加いたしました。また、連結子会社である株式会社digwell（旧：株式会社Kumar）の株式取得時に想定していた超過収益力を見込めなくなったことに伴い、のれんの未償却残高及び関連する無形固定資産を減損したことにより、減損損失127百万円を計上いたしました。その他、当社が保有する投資有価証券について、実質価額が著しく下落したことにより、投資有価証券評価損88百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高13,987百万円（前期比6.9％減）、経常利益838百万円（前期比63.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益386百万円（前期比80.8％減）となりました。

なお、「グノシー」及び「ニュースパス」「LUCRA（ルクラ）」合計の国内累計DL数は当連結会計年度末において5,786万DLとなり、前連結会計年度末比で1,187万DLの増加となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は623百万円であり、その主な内容は、当社の本社移転に伴う内装工事、器具備品等の取得や、敷金保証金の差入、業務用のパソコンの購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社は、情報キュレーションサービスの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、インターネットメディア市場は、依然として発展途上であり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や終息時期を予測することは困難でありますが、インターネット広告市場において発生している景況の悪化は短期的には回復しないものと見込んでおります。一方で、いわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進のニーズは急速に高まっており、インターネット市場における新たな収益機会が幅広く生み出されております。

当社は、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① メディア事業における収益性の改善

当社グループの主要事業であるメディア事業においては、広告市場の景況悪化に伴う収益性の低下が最大の課題であると認識をしており、当社は、収益性の改善に向けて、当社メディアの価値向上及び広告商品の価値向上に向けた各種の取り組みを推進してまいります。具体的には、記事配信などのアルゴリズム刷新等を通じたメディアの健全化、新規コンテンツの拡充などによるユーザー・顧客体験の向上、広告アルゴリズムの改善による広告効果の向上を実現することで、メディア価値・広告商品価値の向上に注力してまいります。

② 新たな収益の柱を創出するための成長機会への積極的投資

情報キュレーションサービス以外のサービスにおける収益の柱を創出するため、当社の強みであるIT分野における技術力と知見を活かし、DX領域を中心とした新規領域への事業進出の推進、自社技術の外部提供及び成長分野への社外投資に積極的に取り組んでまいります。

③ 広告商品の拡充、顧客基盤の強化

インターネット広告市場は今後も更なる発展が見込まれ、広告商品の多様化が進んでおります。このような中、他社との競合優位性の確立のためには広告商品の拡充と顧客基盤の強化が不可欠であります。また、ユーザー保護及び広告掲載面の品質向上のため、関係法令を遵守した適正な広告掲載基準を継続的に整備し、基準に則った適切な広告審査を行う必要があります。このような認識の下、当社グループでは、広告掲載基準の継続的な見直し、広告審査体制の強化とともに、既存事業における新たな広告商品の開発・販売拡充及び新規事業における顧客基盤の強化を推進することにより、競合優位性の向上を図ってまいります。

④ 開発体制の構築

インターネット業界における技術革新のスピードは非常に速く、当社の属する情報キュレーションサービス及びインターネットメディア業界においても、新たなサービスや競合他社が続々と現れております。このような中、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには迅速な開発体制の構築が不可欠であります。

このような認識の下、当社では、最先端の技術動向の把握と技術力の向上のための勉強会等を開催し、また、定期的に社外のエンジニアも参加する勉強会を開催し、引き続き優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

⑤　営業力の強化

当社の営業部門は、蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進しておりますが、事業規模拡大や新規サービスの拡充に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、教育研修制度の充実、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

⑥　内部統制及びコンプライアンス体制を重視した組織体制の強化

当社グループは、既存事業の継続的な成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、顧客及びユーザーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております。このような認識の下、従業員に対する継続的な研修活動によって、全社でコンプライアンスに対する共通の認識を持つとともに、新規事業に潜在する各種リスク群を踏まえた、専門性や豊富な経験を有する優秀な人材の採用・育成に取り組むことで、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化に努めてまいります。

⑦　コーポレート・ガバナンスの強化

当社が提供する情報キュレーションサービスは、ユーザーからの信頼性と利便性を広く認知していただくことが事業上の重要な基盤であり、したがいまして、運営母体である当社の信頼性の維持向上は当社の最も重要な経営課題の一つであります。

このような認識の下、当社取締役会において、取締役会の運用状況及び実効性を定期的に分析・評価するとともに、独立性が高く多様な専門性を有する取締役による、職務執行に対する監督及び助言機能の一層の充実を図るなど、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年５月期 第５期	2018年５月期 第６期	2019年５月期 第７期	2020年５月期 第８期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	7,739	11,201	15,017	13,987
経常利益（百万円）	1,516	1,939	2,289	838
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,126	501	2,009	386
１株当たり当期純利益（円）	50.87	21.98	85.58	16.44
総資産（百万円）	9,609	11,555	13,982	12,762
純資産（百万円）	8,017	8,719	10,985	10,921
１株当たり純資産額（円）	358.61	374.27	459.41	461.38

（注）記載金額（１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ゲームエイト	９百万円	100.0%	ゲームに関連するインターネットサービスの提供
株式会社digwell	１百万円	100.0%	スマートデバイスに特化したマーケティングソリューションの提供
株式会社VIDPOOL	12百万円	65.0%	動画アドネットワークを中心としたアドテクノロジー関連サービスの提供
Gunosy Capital Pte. Ltd.	1,009百万円	100.0%	技術革新や規制緩和が期待できる領域のスタートアップに対する投資育成
株式会社Grill	25百万円	65.0%	リサーチ事業、コンテンツ制作事業
株式会社Smarprise	97百万円	100.0%	メディア事業、広告代理事業、エンターテインメント事業

（注）１．2019年８月15日に、株式会社LayerXの株式の一部を譲渡したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
２．2019年12月24日に、株式会社Grillを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
３．2019年12月16日に、当社の連結子会社である株式会社ゲームエイトが株式会社Smarpriseの株式を取得し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容（2020年５月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア事業	情報キュレーションサービスその他メディアの開発及び運営

(8) 主要な営業所（2020年５月31日現在）

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

国内子会社

株式会社ゲームエイト：東京都渋谷区
株式会社digwell：東京都港区
株式会社VIDPOOL：東京都港区
株式会社Grill：東京都港区
株式会社Smarprise：東京都渋谷区

海外子会社

Gunosy Capital Pte. Ltd.：シンガポール

(9) 従業員の状況（2020年５月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
251名（156名）	36名増

（注） １．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

２．従業員数が最近１年間において36名増加したのは、株式会社Smarpriseの連結子会社化に伴い14名増加したほか、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

３．当社グループには、メディア事業以外の重要なセグメントが無いため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188名（60名）	18名増	30.6歳	2.2年

（注） １．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

２．従業員数が最近１年間において18名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（2020年５月31日現在）

該当事項はありません。

なお、当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	4,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,300百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年10月15日付をもって、本社を東京都港区赤坂一丁目12番32号に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2020年５月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　70,000,000株

(2) 発行済株式の総数　23,877,774株

(3) 株主数　9,915名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村　新司	5,536,300 株	23.47 %
KDDI株式会社	3,550,000	15.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,094,400	13.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	584,900	2.47
吉田　宏司	461,487	1.95
関　喜史	400,437	1.69
福島　良典	390,000	1.65
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	327,062	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	242,100	1.02
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	232,543	0.98

(注) １．当社は、自己株式を292,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。
３．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年７月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、2019年10月15日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア．取得対象株式の種類　当社普通株式
イ．取得した株式の総数　292,800株
ウ．取得価額　499百万円
エ．取得日　2019年10月16日～2019年11月15日
オ．取得理由　株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため。

② 株式付与ESOP信託

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。

ESOP信託が取得する株式については、当社の会計処理においては、その取得及び売却を自己株式の増加又は減少として連結計算書類及び計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、前項(4)の持株比率の算定における自己株式数には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第１回 新株予約権	第４回 新株予約権	第８回 新株予約権
付与決議日	2013年４月19日	2014年４月21日	2018年７月12日
区分	監査役	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数	１名	２名	１名
新株予約権の数	10個	1,134個	10,000個
目的となる株式の数	100,000株	113,400株	10,000株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償	１株当たり1,279円
行使価額	１株当たり　８円	１株当たり　480円	１株当たり1,974円
行使期間	自 2015年４月20日 至 2023年４月19日	自 2016年４月22日 至 2024年４月21日	自 2020年７月13日 至 2028年７月12日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 ③第１回及び第４回新株予約権について、権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。 （２）相続 第１回及び第４回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 第８回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第９回新株予約権
付与決議日	2019年７月12日
交付者数（当社使用人）	14名
新株予約権の数	18,900個
目的となる株式の数	18,900株
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	１株当たり945円
行使価額	１株当たり1,953円
行使期間	自　2021年７月13日 至　2029年７月12日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）2020年５月31日現在において、交付時より新株予約権の数が2,200個減少しておりますが、退職による減少によるものであります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年５月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹谷　祐哉	代表取締役	株式会社クラウドワークス社外取締役
長島　徹弥	取　締　役	―
間庭　裕喜	取　締　役	―
大曽根　圭輔	取　締　役	―
木村　新司	取　締　役	Das Capital SG Pte. Ltd.Director Harbourfront Capital Pte. Ltd.Director Pegasus Wings Group Ltd.Director Cove Group Pte. Ltd.Director Drivezy, Inc. Board Member Instamojo Inc. Board Member Easy Home Finance Limited Board Member
神山　　隆	取　締　役	ＫＤＤＩ株式会社従業員 ＴＥＬＡＳＡ株式会社代表取締役 株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役
冨塚　　優	取　締　役	株式会社Ｔｏｍｍｙ代表取締役 株式会社イオレ社外取締役 株式会社ポケットカルチャー代表取締役
眞下　弘和	取　締　役	m&s partners Pte. Ltd.Director Sin Growth Partners Pte. Ltd.Director
石橋　雅和	常勤監査役	―
清水　健次	監　査　役	清水法律事務所弁護士 株式会社長越代表取締役
柏木　　登	監　査　役	―

（注）１．取締役神山隆氏、冨塚優氏及び眞下弘和氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、当社は社外取締役冨塚優氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査役清水健次氏及び柏木登氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．監査役清水健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
竹谷　祐哉	代表取締役	代表取締役社長	2020年６月26日
木村　新司	取　締　役	代表取締役会長	2020年６月26日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任時の 会社における地位	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任事由	退任日
福島　良典	取　締　役	―	任期満了	2019年８月23日
塚田　俊文	社外取締役	ＫＤＤＩ株式会社従業員 auコマース&ライフ株式会社代表取締役 ぴあ株式会社監査役	任期満了	2019年８月23日
手嶋　浩己	社外取締役	XTech Ventures株式会社ジェネラルパートナー	任期満了	2019年８月23日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名　　135百万円（うち社外　５名　　11百万円）
監査役３名　　16百万円（うち社外　２名　　8百万円）

(注) １．上記員数には、2019年８月23日開催の第７回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名及び社外取締役２名を含んでおります。
２．上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役４名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額８百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役神山隆氏の兼職先であるKDDI株式会社は当社の大株主かつ業務提携先であり、営業上の取引関係があります。その他、当社と社外役員の重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	神山　　隆	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に出席し、書面決議を１回行いました。出席した取締役会において、インターネットメディア事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外取締役	冨塚　　優	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、書面決議を２回行いました。出席した取締役会において、インターネットメディア事業及び事業経営に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外取締役	眞下　弘和	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、書面決議を２回行いました。出席した取締役会において、グローバル企業の経営と投資事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外監査役	清水　健次	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、書面決議を２回行いました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	柏木　　登	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、書面決議を２回行いました。出席した取締役会及び監査役会において、放送メディア業界及び事業会社における豊富な実務経験と経営経験を通じて培った知識・見地から、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社は、取締役及び使用人の行動基準である「Gunosy way」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。

(ロ)取締役会は、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う。

(ハ)監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(ニ)当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。

(ホ)当社は、コーポレート本部長をコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

(ヘ)当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

・株主総会議事録及び関連資料
・取締役会議事録及び関連書類
・その他重要な会議の議事録及び関連書類
・稟議書

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社は、当社に直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。

(ロ)不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し又は最小限にとどめるものとする。

(ハ)内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社は、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月１回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(ロ)業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に、子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。

(ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「Gunosy Way」を、当社グループの共通行動基準として子会社に周知する。また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に当社に報告される体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。

⑦　⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑥の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。

(ロ)(イ)の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。

(ハ)取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。

(ニ)当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。

(ホ)当社は(ハ)(ニ)に従い、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨　子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(ロ)監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はこれに速やかに応じるものとする。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

⑫　反社会的勢力の排除に向けた体制

(イ)当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

(ロ)コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当連結会計年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を２回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し（13回）、その結果を代表取締役及び監査役会に報告（13回）いたしました。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

当該方針に基づき、当事業年度は無配といたしました。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年５月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,676**	**流動負債**	**1,827**
現金及び預金	9,075	買掛金	739
売掛金	1,027	未払金	224
その他	573	未払法人税等	77
固定資産	**2,085**	前受金	583
有形固定資産	**282**	ポイント引当金	12
建物及び構築物	217	株式給付引当金	9
その他	65	その他	180
無形固定資産	**195**	**固定負債**	**12**
のれん	151	株式給付引当金	12
その他	43	その他	0
投資その他の資産	**1,607**	**負債合計**	**1,840**
投資有価証券	1,099	(純資産の部)	
繰延税金資産	130	**株主資本**	**10,819**
その他	376	**資本金**	**4,077**
		資本剰余金	**4,077**
		利益剰余金	**3,318**
		自己株式	**△653**
		その他の包括利益累計額	**△3**
		その他有価証券評価差額金	△2
		為替換算調整勘定	△0
		新株予約権	**89**
		非支配株主持分	**16**
		純資産合計	**10,921**
資産合計	**12,762**	**負債・純資産合計**	**12,762**

連結損益計算書

（2019年６月１日から
2020年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		13,987
売上原価		7,976
売上総利益		6,011
販売費及び一般管理費		5,151
営業利益		859
営業外収益		
受取利息	0	
講演料収入	0	
助成金収入	0	
その他	0	1
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	6	
株式交付費	0	
消費税等差額	2	
本社移転費用	7	
支払手数料	3	
その他	1	22
経常利益		838
特別利益		
関係会社株式売却益	90	
その他	1	92
特別損失		
減損損失	127	
投資有価証券評価損	88	215
税金等調整前当期純利益		715
法人税、住民税及び事業税	345	
法人税等調整額	2	347
当期純利益		367
非支配株主に帰属する当期純損失		18
親会社株主に帰属する当期純利益		386

連結株主資本等変動計算書

（2019年６月１日から
2020年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,046	4,046	2,940	△169	10,862
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	14	14			28
新株の発行(譲渡制限付株式報酬)	17	17			34
親会社株主に帰属する当期純利益			386		386
自己株式の取得				△499	△499
自己株式の処分				16	16
連結範囲の変動			△8		△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	31	31	377	△483	△42
当期末残高	4,077	4,077	3,318	△653	10,819

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△1	0	△1	67	56	10,985
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						28
新株の発行(譲渡制限付株式報酬)						34
親会社株主に帰属する当期純利益						386
自己株式の取得						△499
自己株式の処分						16
連結範囲の変動						△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△1	△2	22	△40	△20
当期変動額合計	△0	△1	△2	22	△40	△63
当期末残高	△2	△0	△3	89	16	10,921

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　６社

連結子会社の名称　　株式会社ゲームエイト
株式会社digwell
株式会社VIDPOOL
Gunosy Capital Pte. Ltd.
株式会社Grill
株式会社Smarprise

当連結会計年度において、株式会社Grillを新たに設立したことにより、同社を連結の範囲に含めております。また、当社の連結子会社である株式会社ゲームエイトが、株式会社Smarpriseの株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社LayerXは、株式の一部を譲渡したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ゲームエイト、株式会社Grill、株式会社Smarprise及びGunosy Capital Pte. Ltd.の決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社である株式会社digwell及び株式会社VIDPOOLの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、３月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　……定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８～15年

工具、器具及び備品　３～20年

無形固定資産（リース資産を除く）　……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金 ……会員に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法 ……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法 ……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度まで「有形固定資産」に含めて表示しておりました「建物及び構築物」は、資産の総額の100分の１を超えたため、当連結会計年度より「建物及び構築物」「その他」として独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「建物及び構築物」は42百万円、「その他」は33百万円であります。

連結損益計算書

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「講演料収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「講演料収入」は０百万円であります。

また、前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」（当連結会計年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「消費税等差額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結

会計年度の「消費税等差額」は０百万円であります。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「特別利益」の「新株予約権戻入益」（当連結会計年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「新株予約権戻入益」は２百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　70百万円
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	4,300百万円
借入実行残高	ー百万円
差引額	4,300百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

1. 減損損失を認識した主な資産の内訳

場所	用途	種類	金額
東京都港区	事業用資産	無形固定資産（その他）	2百万円
―	―	のれん	125百万円
合　計			127百万円

2. 減損損失の認識に至った経緯

のれんについては、当社の連結子会社である株式会社digwell（旧：株式会社Kumar）の株式取得時に想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれんの未償却残高を減損損失として計上しています。また、関連する無形固定資産（その他）についても、収益性の低下により投資の回収が困難と見込まれたため減損損失を計上しております。

3. 資産のグルーピングの方法

当社グループでは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

4. 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため回収可能価額をゼロとして算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
   普通株式　23,877,774株
2. 配当に関する事項
   (1) 配当金支払額
   該当事項はありません。
   (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
   該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
   普通株式　545,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
   (1) 金融商品に対する取組方針
   当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。
   (2) 金融商品の内容及びそのリスク
   営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。
   (3) 金融商品に係るリスク管理体制
   ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
   当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
   ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
   当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
   (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
   金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）現金及び預金	9,075	9,075	—
（2）売掛金	1,027	1,027	—
資産計	10,103	10,103	—
（1）買掛金	739	739	—
（2）未払金	224	224	—
（3）未払法人税等	77	77	—
負債計	1,041	1,041	—

（注） 1．金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）買掛金、（2）未払金、（3）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	1,099

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

461円38銭

2. 1株当たり当期純利益

16円44銭

その他の注記

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

(1) 取引の概要

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。ESOP信託では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の等級や人事評価等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額は153百万円、株式数は142,417株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であります。今後の広がり方や終息時期を予測することは困難でありますが、当社グループでは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報をもとに、今後2021年５月期の一定期間にわたり、当該影響が継続するとの仮定のもと、投資有価証券の減損や繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

（企業結合等に関する注記）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Smarprise

事業の内容 メディア事業、広告代理事業、エンターテインメント事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社Smarpriseは課金ゲームユーザー向けゲームプラットフォーム「SMARTGAME」などのゲーム領域に隣接した事業を行っており、今回の株式取得により、両社のノウハウや顧客接点をそれぞれの事業に反映させることで事業の拡大を図るため。

③ 企業結合日

2019年12月16日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社ゲームエイトが、現金を対価として株式会社Smarpriseの株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年１月１日から2020年３月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100百万円
取得原価		100百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用 4百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

116百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	176百万円
固定資産	4百万円
資産合計	181百万円
流動負債	197百万円
固定負債	0百万円
負債合計	197百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年７月20日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 島　村　　哲	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安　藤　　勇	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Gunosyの2019年６月１日から2020年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosy及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

(2020年５月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資　産　の　部)		(負　債　の　部)	
流　動　資　産	**9,354**	**流　動　負　債**	**1,362**
現　金　及　び　預　金	8,060	買　　掛　　金	484
売　　掛　　金	823	未　　払　　金	139
前　　払　　費　　用	309	未　　払　　費　　用	89
そ　　の　　他	161	未　払　法　人　税　等	30
固　定　資　産	**2,594**	前　　受　　金	572
有　形　固　定　資　産	**263**	株　式　給　付　引　当　金	9
建　　物	203	そ　　の　　他	36
工具、器具及び備品	59	**固　定　負　債**	**12**
無　形　固　定　資　産	**43**	株　式　給　付　引　当　金	12
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	25	**負　債　合　計**	**1,375**
商　　標　　権	1	(純　資　産　の　部)	
そ　　の　　他	15	**株　主　資　本**	**10,486**
投資その他の資産	**2,287**	**資　　本　　金**	**4,077**
投　資　有　価　証　券	292	**資　本　剰　余　金**	**4,077**
関　係　会　社　株　式	1,539	資　本　準　備　金	4,077
関係会社長期貸付金	29	**利　益　剰　余　金**	**2,985**
繰　延　税　金　資　産	74	その他利益剰余金	2,985
そ　　の　　他	351	繰越利益剰余金	2,985
		自　己　株　式	**△653**
		評価・換算差額等	**△2**
		その他有価証券評価差額金	△2
		新　株　予　約　権	**89**
		純　資　産　合　計	**10,573**
資　産　合　計	**11,948**	**負債・純資産合計**	**11,948**

損　益　計　算　書

（2019年６月１日から
2020年５月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		12,398
売　上　原　価		6,920
売　上　総　利　益		5,477
販売費及び一般管理費		4,750
営　業　利　益		727
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	10	
関係会社業務受託収入	35	
そ　の　他	0	46
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	0	
為　替　差　損	0	
本　社　移　転　費　用	7	
支　払　手　数　料	3	
そ　の　他	2	14
経　常　利　益		759
特　別　利　益		
関係会社株式売却益	84	
そ　の　他	0	85
特　別　損　失		
減　損　損　失	2	
投資有価証券評価損	88	
関係会社株式評価損	295	386
税引前当期純利益		457
法人税、住民税及び事業税	244	
法　人　税　等　調　整　額	35	279
当　期　純　利　益		178

株主資本等変動計算書

（2019年６月１日から
2020年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,046	4,046	4,046	2,806	2,806
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	14	14	14		
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	17	17	17		
当期純利益				178	178
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	31	31	31	178	178
当期末残高	4,077	4,077	4,077	2,985	2,985

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△169	10,729	△1	△1	67	10,794
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		28				28
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		34				34
当期純利益		178				178
自己株式の取得	△499	△499				△499
自己株式の処分	16	16				16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	△0	22	21
当期変動額合計	△483	△242	△0	△0	22	△221
当期末残高	△653	10,486	△2	△2	89	10,573

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの　……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８～15年

工具、器具及び備品　４～20年

無形固定資産　……定額法を採用しております。

（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金　……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金　……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法　……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法　……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（表示方法の変更）

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「特別利益」の「新株予約権戻入益」（当事業年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　60百万円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	4,300百万円
借入実行残高	ー百万円
差引額	4,300百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	321百万円
短期金銭債務	27百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	748百万円
営業費用	262百万円
営業取引以外の取引による取引高	119百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	157,600株	292,800株	15,183株	435,217株

（注）１．当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ、157,600株、142,417株含まれております。

２．自己株式の普通株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得292,800株であります。

３．自己株式の普通株式の減少は、「株式付与ESOP信託」による交付15,183株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	9百万円
未払費用	25百万円
ソフトウエア償却超過額	16百万円
株式給付引当金	6百万円
投資有価証券評価損	92百万円
関係会社株式評価損	90百万円
その他	15百万円
繰延税金資産小計	258百万円
評価性引当額	△184百万円
繰延税金資産合計	74百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社VIDPOOL	(所有)直接 100.00	営業上の取引 役員の兼任	広告料の受取(注)1、2	313	売掛金	164
子会社	Gunosy Capital Pte. Ltd.	(所有)直接 100.00	増資の引受 資金の貸付 役員の兼任	増資の引受(注)3	1,001	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．広告料の受取に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

2．広告料の受取に係る取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3．増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社mediba(KDDI株式会社の子会社)	なし	営業上の取引	広告収益の分配(注)1	1,197	買掛金	165

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．広告収益の分配に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、両社で協議の上、決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	竹谷　祐哉	(被所有)直接 0.71	当社取締役	新株予約権の行使(注) 1	12	―	―
				金銭報酬債権の現物出資(注) 2	11	―	―
役員及びその近親者	長島　徹弥	(被所有)直接 0.24	当社取締役	新株予約権の行使(注) 1	11	―	―
				金銭報酬債権の現物出資(注) 2	8	―	―
役員及びその近親者	福島　良典(注) 3	(被所有)直接 1.63	当社取締役	関係会社株式の売却(注) 4 売却代金 売却益	 135 84	 ― ―	 ― ―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．新株予約権の行使は、2014年４月21日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、１株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

2．譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

3．福島良典氏は2019年８月23日をもって取締役を退任しており、上記は、在任期間中の取引を記載しています。

4．関係会社株式の売却については、当社の連結子会社であった株式会社LayerXの株式の一部を、当時の当社取締役であり株式会社LayerXの代表取締役社長である福島氏に譲渡したものであります。取引条件については、第三者の算定した評価額を参考とし、両社間で協議の上、2019年７月12日の取締役会にて決定しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額

447円21銭

2. １株当たり当期純利益

７円59銭

その他の注記

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

詳細については、連結注記表「その他の注記」に記載しております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であります。今後の広がり方や終息時期を予測することは困難でありますが、当社では、当事業年度末時点で入手可能な情報をもとに、今後2021年５月期の一定期間にわたり、当該影響が継続するとの仮定のもと、投資有価証券の減損や繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年７月20日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 島　村　　哲	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安　藤　　勇	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Gunosyの2019年６月１日から2020年５月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年６月１日から2020年５月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年７月20日

株式会社Gunosy　監査役会

常勤監査役　石　橋　雅　和　㊞

社外監査役　清　水　健　次　㊞

社外監査役　柏　木　　登　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社及び子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）につきまして目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2) コーポレートガバナンス体制の強化策の一環として、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）第３項につきまして、役付取締役として新たに取締役グループCEOを追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～５．（条文省略） （新設） ６．～１２．（条文省略） （代表取締役及び役付取締役） 第22条 （条文省略） ２．（条文省略） ３．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役 CEO、取締役 COO、取締役 CFO、取締役 CTO 各若干名を選定することができる。	（目的） 第２条 （現行どおり） １．～５．（現行どおり） ６．インターネットを利用した各種商品の販売及びEC（電子商取引）サイトの開設並びに運営 ７．～１３．（現行どおり） （代表取締役及び役付取締役） 第22条 （現行どおり） ２．（現行どおり） ３．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役グループ CEO、取締役 CEO、取締役 COO、取締役 CFO、取締役 CTO 各若干名を選定することができる。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役を１名増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	木村（きむら）　新司（しんじ） （1978年７月30日生）	2003年４月　株式会社ドリームインキュベータ入社 2005年８月　株式会社シリウステクノロジーズ取締役 2007年３月　株式会社アトランティス（現Glossom株式会社）設立 代表取締役 2012年11月　SSTJ INVESTMENT Pte. Ltd.（現Das Capital SG Pte. Ltd.）設立 Director（現任） 2013年11月　当社代表取締役 2015年12月　株式会社クラウドワークス 社外取締役 2016年５月　AnyPay Pte. Ltd.（現Harbourfront Capital Pte. Ltd.）設立 Director（現任） 2016年６月　Pegasus Wings Group Ltd.設立 Director（現任） 2017年８月　当社取締役 2019年２月　Cove Group Pte. Ltd.設立 Director（現任） 2019年３月　Drivezy, Inc. Board Member（現任） 2019年６月　Instamojo Inc. Board Member（現任） 2020年１月　Easy Home Finance Limited Board Member（現任） 2020年６月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） Das Capital SG Pte. Ltd. Director Harbourfront Capital Pte. Ltd. Director Pegasus Wings Group Ltd. Director Cove Group Pte. Ltd. Director Drivezy, Inc. Board Member Instamojo Inc. Board Member Easy Home Finance Limited Board Member	5,536,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	竹谷（たけたに） 祐哉（ゆうや） （1989年３月４日生）	2011年４月　グリー株式会社 入社 2013年１月　当社 入社 2013年８月　当社取締役 2016年８月　当社代表取締役 2018年12月　株式会社クラウドワークス 社外取締役（現任） 2020年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウドワークス 社外取締役	168,900株
3	間庭（まにわ） 裕喜（ゆうき） （1983年３月３日生）	2005年４月　ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2015年６月　クービック株式会社 入社 同社取締役 2018年10月　当社 入社 当社執行役員 2019年８月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ―	5,500株
4	長島（ながしま） 徹弥（てつや） （1980年４月30日生）	2005年６月　アウンコンサルティング株式会社 入社 2009年１月　同社執行役員 2012年７月　グリー株式会社 入社 2013年８月　当社 入社 2016年８月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ―	56,802株
5	※ 西尾（にしお） 建太郎（けんたろう） （1989年11月９日生）	2011年４月　株式会社Labit 共同創業 2013年７月　同社代表取締役 2014年８月　同社取締役 株式会社ゲームエイト設立 代表取締役（現任） 2015年12月　当社 入社 2018年９月　当社執行役員（現任） 2019年12月　株式会社Smarprise 取締役(現任) 2020年５月　株式会社モノカブ 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ゲームエイト 代表取締役 株式会社モノカブ 社外取締役	10,875株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	※ 権正（ごんしょう）　和博（かずひろ） （1976年２月21日生）	1999年４月　KDD株式会社（現KDDI株式会社）　入社 2019年４月　同社新規ビジネス推進本部 サービス推進部長 株式会社LocoPartners 取締役（現任） コネヒト株式会社 取締役（現任） 2020年４月　KDDI株式会社 サービス統括本部 5G・xRメディア推進部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社LocoPartners 取締役 コネヒト株式会社 取締役 KDDI株式会社 サービス統括本部 5G･xRメディア推進部長	―
7	冨塚（とみづか）　優（すぐる） （1965年８月20日生）	1988年４月　株式会社リクルート(現　株式会社リクルートホールディングス)　入社 2008年４月　同社執行役員 2009年４月　株式会社ゆこゆこ 代表取締役 株式会社ワールドメディアエージェンシー 代表取締役 2012年10月　株式会社リクルートホールディングス 執行役員 株式会社リクルートライフスタイル 代表取締役 2013年４月　株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役 2016年４月　株式会社リクルートアドミニストレーション(現　株式会社リクルート　注８)　代表取締役 株式会社リクルートオフィスサポート 代表取締役 2018年４月　株式会社Tommy設立 代表取締役(現任) 2018年６月　株式会社イオレ 社外取締役（現任） 2018年８月　当社社外取締役（現任） 2019年４月　株式会社ポケットカルチャー 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Tommy 代表取締役 株式会社イオレ 社外取締役 株式会社ポケットカルチャー 代表取締役	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
8	※ 城下（しろした）　純一（じゅんいち） （1964年11月13日生）	1993年８月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 1998年４月　モルガン・スタンレー・ジャパン（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社 2004年12月　同社マネージング・ディレクター 2006年４月　ベインキャピタル・ジャパン 入社 マネージング・ディレクター 日本トイザらス株式会社 取締役 2009年５月　メリルリンチ日本証券株式会社 入社 投資銀行部マネージング・ディレクター 2015年５月　同社投資銀行部 副会長 2017年７月　ロスチャイルド・アンド・コー・ジャパン株式会社 代表取締役副会長 2018年１月　同社代表取締役会長 （重要な兼職の状況） ―	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9	眞下（ましたひろかず）　弘和 (1969年１月20日生)	1991年４月　野村證券株式会社 入社 1996年５月　デューク大学フクア・スクール・オブ・ビジネスにて経営学修士(MBA)課程修了 1996年８月　ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル出向 投資銀行部門バイスプレジデント 1999年10月　株式会社光通信 入社 1999年11月　Hikari International NY Inc. President 2000年４月　株式会社光通信キャピタル 入社 HTC America Inc. President 2000年11月　株式会社光通信 取締役 2001年11月　株式会社アイ・イーグループ 取締役 2006年６月　株式会社光通信 取締役 株式会社Hikari Asset Management 代表取締役 2007年12月　eまちタウン株式会社 取締役 2008年12月　同社代表取締役 2013年11月　m&s partners Pte. Ltd.設立 Director（現任） 2018年８月　当社社外取締役（現任） 2018年12月　Sin Growth Partners Pte. Ltd.設立 Director（現任） （重要な兼職の状況） m&s partners Pte. Ltd. Director Sin Growth Partners Pte. Ltd.Director	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．木村新司氏は、Cove Group Pte. Ltd.のDirectorであり、同社は当社の出資先であります。権正和博氏は、KDDI株式会社の従業員であり、同社は当社の大株主かつ業務提携先であり、当社との間に営業上の取引関係があります。また、その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．当社は、冨塚優氏及び眞下弘和氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としており、冨塚優氏及び眞下弘和氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、権正和博氏及び城下純一氏の選任が承認された場合には、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．冨塚優氏、城下純一氏及び眞下弘和氏は、社外取締役候補者であります。
５．冨塚優氏及び眞下弘和氏は当社の現任の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．冨塚優氏は、インターネットメディア事業及び経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。城下純一氏は、金融機関において要職を歴任し、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任を

お願いするものであります。眞下弘和氏は、グローバル企業の経営と投資に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

7．当社は冨塚優氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、城下純一氏が取締役に選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

8．株式会社リクルートは、株式会社リクルートホールディングスからメディア＆ソリューション事業を承継した際に社名変更した会社であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー49F
六本木アカデミーヒルズ　タワーホール
TEL：03-6406-6226



交通ご案内
＜地下鉄＞東京メトロ日比谷線／六本木駅（1C番出口・メトロハットへ直結）会場まで徒歩約５分
都営大江戸線／六本木駅（３番出口）会場まで徒歩約10分
＜バ　ス＞都営01系統バス／渋谷～六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車（森タワー１階）
会場まで徒歩約５分
都営01系統バス／新橋～渋谷「EXシアター六本木前」下車（六本木通り）
会場まで徒歩約10分

（お願い）
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。